

Uターン者親向け広報業務委託プロポーザル実施要領

1. 概 要

この要領は、ふるさと島根定住財団（以下、財団）が実施する「Uターン者親向け広報」事業を進めるにあたり、財団とともに事業実施する事業パートナーについて、総合的な審査により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 目 的

本業務では、島根県へのUターン者の親をターゲットにした広報を実施し、親から子へのUターン呼びかけを促すことで島根県へのUターン促進を図ることを目的とする。

3. 委託業務の内容

(1)業務名	Uターン者親向け広報業務
(2)事業期間	契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
(3)委託金額	委託業務にかかる委託金額は9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 ※上記の金額には、企画提案書に基づく委託業務の全ての費用を含むものとする。 ※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。
(4)業務内容	(1) 企画コンセプト 本業務にあたり、ターゲットに対して最も効果的と思われる広報企画についての、基本的な考え方（方針）を設定すること。 (2) 広報手法の計画・実施 メインターゲットである島根県へのUターン者の親の関心に合わせた費用対効果の高いと思われる手法を提案し、実施すること。なお、広報に利用する素材については、財団が用意するものを活用することを原則とする。 (3) 実施体制及び業務スケジュールの管理・運用 ・ 本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。 ・ 計画的かつ無理のない実現可能な実施体制及びスケジュールにおいて事業実施すること。 (4) 効果測定方法の設定・分析 ・ ターゲットをマーケティングした上で、波及効果、広告費換算、到達度測定等の数値や効果を提案内容に応じて明確に設定し、実施後、個別の手段について評価分析・報告を行うこと。 (5) その他、目的を達成するために企画実施する内容 ※詳細は別紙「Uターン者親向け広報業務委託に係る仕様書」のとおり。

4. 応募資格

本業務委託は、単独または共同提案により行うものとし、参加要件は以下のすべてを満たす法人もしくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(1) 単独提案の場合

- ①単独の法人での参加は、島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。

(2) コンソーシアム提案の場合

- ①コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

- ②コンソーシアムの構成員として企画コンペ応募申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ) コンソーシアムの構成員が単独企業等としても重複参加する者でないこと。

(3) 単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

- ③国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- ④最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。

- ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

- ⑦受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

(4) 委託業務終了までの間、財団UIターン推進課との連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に参加申込書を財団に提出すること。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 告知開始	令和7年10月1日(水)	財団サイトでの募集開始
(2) 質問の受付期間	令和7年10月8日(水) 12時までに【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書(様式1)」によりメールにて提出すること。
(3) 質問の回答日 (予定)	令和7年10月10日(金)	回答は、質問者からの質疑を全てとりまとめ、しまね移住情報ポータルサイト「くらしまねっと」内のお知らせに掲載する。
(4) 参加申込書の 提出	令和7年10月15日(水) 12時までに【必着】	企画プロポーザルに応募する者は、別紙「参加申込書(様式2)」を持参又は郵送すること。
(5) 参加資格通知日 (予定)	令和7年10月16日(木)	参加資格を有する者には、「企画プロポーザルについて」をメールにて通知する。

6. 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法	持参または郵送により提出すること。 (FAX、E-mailでの提出は受け付けない)
(2) 提出先	(公財)ふるさと島根定住財団 UIターン推進課(担当:佐々木) 〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ3階
(3) 提出期限	令和7年10月27日(月) 12時まで【必着】

7. 企画プロポーザルに係る提出書類

(1) 企画提案書	・企画提案書には以下の項目を盛り込むこととし、5部提出すること。 ① 広告戦略 ② 運営体制 ③ 効果測定方法 ④ その他目的を達成するために企画実施する内容
(2) 見積書	・5部(4部は写しでも可)提出すること。 ・見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・明細項目には内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3) 会社概要	・会社概要が分かるものを5部提出すること。
(4) 主な受注実績	・官公庁等からの過去3年間の主な受注実績一覧を5部提出すること。

8. 業者選定方法等

(1) 企画審査	参加資格を有する者については、プレゼンテーションを行う。 【日 時】令和7年10月30日(木) 【場 所】定住財団会議室 【方 法】各社30分以内のプレゼンテーション ＜プレゼンテーション20分、質疑応答10分＞
(2) 審査項目	①事業趣旨に沿っていること(要望理解度) ②企画内容(新規性、話題性、着実性) ③実施体制(実施メンバー、これまでの実績) ④効率性(内容と見積額のバランス) ⑤熱意(企画にかける意気込み)
(3) 審査結果	プレゼンテーション後、審査を行い、各提案者に書面で通知する。

9. その他

- (1) 企画提案審査会に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、公益財団法人ふるさと島根定住財団に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) 財団から提供されたデータ等は、財団の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。

10. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 UIターン推進課 (担当：佐々木)

〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階

電話 0852-28-0690

FAX 0852-28-0692

E-mail uiturn@teiju.or.jp